

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 1 日現在

機関番号：11101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16817

研究課題名(和文)古代倉庫と国家支配構造に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Basic research about an ancient storehouse and the state rule structure

研究代表者

武井 紀子(TAKEI, Noriko)

弘前大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：30736905

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、古代倉庫制度の検討を通じて、国家支配の構造を解明することを目指した。日唐律令制の比較や木簡を用いた実態的研究により、中国・古代朝鮮諸国など東アジア諸国との制度的比較を試みた。また、天皇・官人・民衆それぞれによる倉庫との関わり方を検討し、支配・被支配関係の形成過程について明らかにした。そして、倉庫制度が古代律令国家の中でどのように機能していたのかについて明らかにした。同時に、倉庫制度の研究に関連して、地方行政や律令財政、また律令制そのものへと研究の視野を広げることと、古代国家の支配構造の一端を提示するに至った。

研究成果の概要(英文)：I aimed to elucidate the characteristic of the ancient state rule structure by considering about an ancient storehouse system by this research. Therefore systematic comparison with East Asian nations was tried by a comparative study of the legal codes and a study of actual conditions of ancient societies using a narrow strip of wood on which an official message is written. How to concern with a storehouse by each of emperor, bureaucracy and people was considered, and the formative process on a relationship between the rule and the ruled was made clear through this research. I also made it clear about how a storehouse system was functioning in the ancient nation. At the same time, by studying of ancient storehouse, the view of the study spread over mechanism of local country area administration, the finance of legal codes of ancient Japan such as the tax system and the ritsuryo system as a law. And through the whole I could show the aspect of the rule structure of the ancient state.

研究分野：日本古代史

キーワード：日本古代史 古代倉庫制度 律令制 出土文字資料

1. 研究開始当初の背景

近年の北宋天聖令の公表を受けた律令制研究、および中国・韓国・日本それぞれの古代出土文字資料の増加は、日本古代史における重要な研究課題の一つである古代国家支配構造の解明に、新たな可能性をもたらした。すなわち、東アジア諸国との比較制度史的研究と、木簡などによる実態システムの復元的研究の進展である。研究代表者は、その双方からの検討が可能である古代地方倉庫制度に着目し、国郡支配における倉庫の果たした役割について研究を行ってきた。そして、日唐倉庫令の比較研究により、日本倉庫制度の構造と特徴について論じ、倉庫を通じた国郡支配の形成過程を明らかにした。また、倉庫関連木簡の検討を通じ、倉庫の出納業務を中心とした地方国郡における地方支配の実態を明らかにし、倉庫制度と密接に関わる律令地方財政の特質について解明を試みてきた。これにより、倉庫を切り口として古代の国家支配構造を検討することの有効性を改めて示し、分厚い研究史がある分野においても、倉庫制度からみた新たな知見により、従来の研究を見直すことができる可能性を提示してきた。

2. 研究の目的

以上のような研究状況をふまえ、本研究では、地方における倉庫の分析だけではなく、中央における倉庫のあり方もあわせて考察し、倉庫を通じた国家支配の全体像を描くことを目的とした。これまで古代の倉庫については、国郡地方制度・財政制度・力役徴発制・交通制度・地方官衙遺跡など、それぞれのテーマ内における言及に留まっていたが、本研究では、特に倉庫を検討の中心に据え古代倉庫の本質的意義を多角度から考察をすることで、古代国家の支配構造全体を考えることを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、古代の倉庫制度と支配との関係を追究することで、古代国家支配構造の特質を解明する。そのため、倉庫という場で形成される支配・被支配関係の諸相を、天皇(古代王権)と倉庫との関係、官人(監臨官)と倉庫との関係、古代の民衆と倉庫との関係、の3項目に分けて明らかにしていく。

まず、天皇(王権)と倉庫の関係について、倉庫を天皇制の側面から追究する。外廷倉庫と内廷倉庫の成立過程を、東アジア諸国(古代中国・古代朝鮮)との比較により明らかにする。

次に、官人(監臨官)と倉庫との関係について、倉庫とそれを管理する官人との関係を追究する。中央の倉庫については、武器や器仗庫の出納管理体制を制度的側面から明らかにする。地方の倉庫については、倉庫の立地選定による地方支配体制の構築方法の類型化を試みる。

最後に古代の民衆と倉庫との関係について、六国史や平安時代の古記録、『日本霊異記』『今昔物語集』などの説話集や『万葉集』などに見られる倉庫に関する記事から、古代の民衆の倉庫に対する接し方を、史料に即しながら抽出し明らかにする。

研究代表者はこれまで、地方行政における倉庫の歴史的意義を中心に論じてきたが、中央の倉庫のあり方もあわせて考察し、倉庫を通じた国家支配の全体像を描くことは不可欠である。そこで、本研究ではまず、これらの研究の基礎となる倉庫関係史料の集成を行う。そして、今まで検討の対象外としてきた大蔵・内蔵・中央官司の倉庫および兵庫の性格解明と国家支配体制の中での位置づけを探求し、収集した資料に詳細な分析・考察を加え、古代の人々と倉庫との関わり方を明らかにする。

4. 研究成果

各年度の研究成果は以下の通り。

【平成 27 年度】

本年度は、研究計画に基づき、古代倉庫制度の特質を探るべく、六国史・古代法制史料の中から倉庫関係史料の蒐集を行った。古文書における関連資料収集にまで着手できなかったが、おおむね当初の計画通り進めることができた。これにより、倉庫に関わる制度的な研究をさらに進める下地ができたものとする。本年度計画の一つである中国唐倉庫令との比較による日本倉庫令の復原研究を進め、日本倉庫令独自の特徴について言及し、江戸時代以来の復原研究の整理を行うとともに、他典籍に引用された逸文からの令文復原に対する注意点を指摘した(武井紀子「日本倉庫令復原研究の現在」『弘前大学国史研究』138号、2015年)。この成果により、日本倉庫令の全体像とその構造が明らかになり、本年度は、これをもとに日唐倉庫令の比較研究の見直しを進めた。また、倉庫の立地および王権との関係を考えるにあたり、古墳時代の大型倉庫遺跡についての実地調査、関連文献の収集を進めた。今年度は、古代東山道上野国多胡郡の大規模倉庫跡が発見されるなどの機会にも恵まれ(高崎市教育委員会による2015年度発掘調査成果による)関連シンポジウムに参加するなど情報収集に努めた。さらに、当初最終年度に予定していた城柵施設に関する研究を進め、胆沢城を中心に各城柵の機能と性格について、出土文字資料の整理を行い、それを報告した(「鎮守府胆沢城の昨日と性格」第42回古代城柵官衙検討会、2016年2月14日、於奥州市文化会館)。

【平成 28 年度】

本年度は、前年度に続き、日唐倉庫令の比較研究を実施するとともに、律令制以前の古代大型倉庫遺跡の立地を調査するため、和歌山県和歌山市鳴滝遺跡などの現地調査に赴いた。また、古代朝鮮の宮都と倉庫、水運と

の関連を考えるため、百済の都が置かれた韓国公州・扶余の調査を実施した。そして、古代朝鮮半島における諸制度と日本の倉庫制度との関連について、文字資料を用いて、ヒトとモノの管理という観点から検討を加えた。また古代朝鮮における倉庫の用字例をふまえ、日本におけるクラの用字は、その形状との関連で使い分けられていたのではないかと指摘した(「東アジアの中の日本文字資料 人・物の管理方法を中心として」、犬飼隆編『古代文学と隣接諸学 4 古代の文字文化』、竹林舎、発表は2017年)。

【平成29年度】

本年度は、前年度に引き続き、倉庫に関する資料の蒐集に努めた。また、倉庫制度のみに拘らず、古代倉庫に関する支配関係を広く検討するため、律令地方制度・律令財政、さらに律令制そのものの研究を推進した。地方制度については、倉庫への収納物であるイネの収取に関連して、国郡官人による農事慣行の特徴について検討を加えた(「古代日本の農業慣行と地方官人」、吉川真司・倉本一宏編『日本的時空間の形成』、思文閣出版、2017年)。また、倉庫の管理官の不正について、倉庫令の規定を手がかりとしつつ検討した。そして日本では官人の不正が二次的な私的出挙に繋がる可能性があったことを指摘し、官物の欠に対する国家の対応の変遷を明らかにした(「日唐律令制における官物管理 監臨官の不正と官物補填をめぐる」、佐藤信編『律令制と古代国家』、吉川弘文館、2018年)。また、義倉条に見える戸を単位とした収取のあり方について、唐制との比較を試みたほか(「唐日義倉制再考—戸等制を切り口として—」、第66回東北中国学会、2017年)日本の律令制研究の流れを追うことで(「律令制研究と井上光貞」、明治大学古代学研究所 井上光貞生誕100周年記念シンポジウム「日本の律令と令集解研究」、2017年)、倉庫制度が古代律令国家の中でどのように機能していたのかについて、考察を深化させた。

以上、三年間にわたり本研究課題に取り組むことで、倉庫制度に関わる検討を通じて、地方行政・財政・律令制等の内実をより具体的に明らかにしえたものと考えられる。これらの成果は、論文や学会報告にて広く公表することができた。律令財政制度など関連するテーマとの関わりも含め、研究成果全体を見通しての公表は、最終年度である平成29年度から目下準備中であり、早期の公表を目指したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

武井紀子「共同大会報告 本庄総子氏報告「律令国家と「天平の転換」 出挙制の展開を中心に」について」、『日本史研究』656、

2017年、査読無し、pp.44-48

武井紀子「〔書評と紹介〕鐘江宏之著『大伴家持』(日本史リブレット人10)」、『弘前大学国史研究会』139号、2015年、査読無し、pp.62-64

武井紀子「日本倉庫令復原研究の現在」、『弘前大学国史研究』138号、2015年、査読有り、pp.1-24

〔学会発表〕(計4件)

武井紀子「律令制研究と井上光貞」、明治大学古代学研究所 井上光貞生誕100周年記念シンポジウム「日本の律令と令集解研究」、2017年

武井紀子「唐日義倉制再考—戸等制を切り口として—」、第66回東北中国学会、2017年

武井紀子「シンポジウム「東アジアの中の日本文化」」コメント」、第61回国際東方学者会議、2016年

武井紀子「鎮守府胆沢城の機能と性格」、第42回古代城柵官衙検討会、2016年

〔図書〕(計6件)

武井紀子他(佐藤信・小口雅史編) 同成社『古代史料を読む』上 律令国家篇、2018年、309p。(執筆担当範囲:「コラム5 墨書土器」pp.289-291)

武井紀子他(佐藤信編) 吉川弘文館、『律令制と古代国家』、2018年、512p。(執筆担当範囲:「日唐律令制における官物管理 監臨官の不正と官物補填をめぐる」pp.22-51)

武井紀子他(小口雅史編) 同成社、『古代国家と北方世界』、2017年、392p。(執筆担当範囲:「北奥地域における出土文字資料と蝦夷 青森地域の文字資料を中心として」pp.263-290)

武井紀子他(犬飼隆編) 竹林舎、『古代文学と隣接諸学 4 古代の文字文化』、2017年、557p。(執筆担当範囲:東アジアの中の日本文字資料 人・物の管理方法を中心として」pp.263-290)

武井紀子他(吉川真司・倉本一宏編) 思文閣出版、『日本的時空間の形成』、2017年、608p。(執筆担当範囲:「古代日本の農業慣行と地方官人」pp.193-224)

武井紀子他(佐藤信監修、朝野群載研究会編) 吉川弘文館、『朝野群載 卷二十二 校訂と註釈』、2015年、413p。(担当執筆範囲:pp.85-91、129-135、181-188、374-379)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武井 紀子 (TAKEI, Noriko)
弘前大学・人文社会科学部・准教授
研究者番号：30736905

(2) 研究分担者

なし()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし()

研究者番号：

(4) 研究協力者

なし()